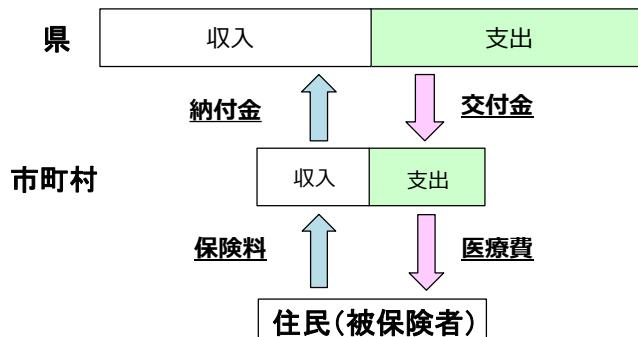


次期千葉県国民健康保険運営方針について  
(国民健康保険の保険料水準統一に向けた納付金算定方法の見直しについて)

## 1 取組の方向性について

- (1) 国保の都道府県化により、被保険者の所得と世帯構成が同じであればどの市町村に住んでも同じ保険料になること（保険料水準の統一）が求められており、これまで市町村と協議・検討を進めてきた。
- (2) 昨年度の国保法改正により、都道府県で策定する次期国保運営方針（令和6年度から6年間）に保険料水準の統一について記載することが義務づけられたため、具体的な取組みを進める必要がある。  
県としては、次の手順で取り組むこととしたい。
- ① 市町村との検討を踏まえ、保険料の算定基礎となる県への納付金について水準の統一を図る（納付金ベースの統一）。
  - ② 次いで、保険料水準の統一を図る。
- (3) そこで、次期運営方針の期間においては、納付金の算定で配慮してきた市町村間の医療費の違いを、段階的に反映させないこととして、納付金ベースの統一を行う。次期運営方針の記載内容・詳細については、引き続き市町村と協議・検討を進めることとする。

### 【国保財政の仕組み】



現在、納付金の算定において医療費を反映させていることで、医療費が少ない市町村は納付金が下がっており、逆に医療費が多い市町村は納付金が上がっている。

## 2 納付金ベースの統一による影響

- (1) 医療費を反映させることにより、市町村の納付金が増減する可能性がある。
- (2) 被保険者の少ない市町村では、高額な医療費がかかる患者が発生すると納付金が急増するというリスクをなくすことができる。

### 3 激変緩和措置の終了について

- (1) 国保の都道府県化に伴い納付金制度が導入されたことにより、保険料負担が急激に増加する事がないよう、対象となる市町村に激変緩和措置を講じてきた。
- (2) 激変緩和措置を次の理由により、令和5年度をもって終了する。
- ① 納付金制度が導入されたことにより、保険料負担の急激な増加を緩和することを目的として、当面、令和5年度までの6年間、県繰入金、財政安定化基金の特例分及び国の調整交付金における暫定措置を活用し、一定の基準を設けて激変緩和措置を講じてきたが、財政安定化基金の特例分及び国の調整交付金における暫定措置の廃止が予定されていること。
- ② 運営方針において、「令和6年度以降の激変緩和措置の取扱いは今後の国保財政の動向等を踏まえて判断する。」とされているところだが、その後、納付金制度の改正等、激変緩和措置を延長しなければならないような特段の事情がないこと。
- ③ 保険料水準の統一に向け、激変緩和措置に活用してきた財源を全ての市町村に所得や被保険者数に応じて配分することが望ましいこと。